

学生の皆さんへ

現在の新型コロナウイルス感染状況を考慮し、制限レベルが上がらない限り、臨床実習中の学生を除き、感染対策を講じた上で課外活動の再開を認めることとします。以下の事項を十分に確認し、引き続き感染対策に留意した上で課外活動を行って下さい。

【課外活動再開の条件】

- 1 両学部とも臨床実習中の学生ではないこと。保健医療学部の学生については、臨床実習の特性を踏まえ、学科や実習先の判断により実習前も課外活動を制限する場合がありますため、各学科の指示に従うこと。
- 2 本学が作成した感染防止マニュアル(新型コロナウイルス感染症対策ハンドブック)を精読し、遵守すること。
- 3 団体構成員名簿及び活動計画書を新たに学生委員会(学務課)に提出することとし、提出していない団体は活動の再開を認めない。

【新たに発生する COVID-19 関連事案への対応】

- 4 課外活動においてクラスターが発生した場合には、その部員が所属する課外活動を中止する。また、クラスターが複数にまたがる場合には、全ての課外活動を中止とする。
- 5 本学が作成した感染防止マニュアルを遵守していない不適切な行為で学生が感染に至った場合、当該学生や団体は処分対象となり、全ての課外活動を中止する。
- 6 制限レベルが3以上になった場合、すべての課外活動を中止する。
- 7 上記以外の事案が発生した場合には、学生委員会で審議して対応を行う。

※本決定については、本学の学生委員会における審議に基づくものであり、大学の方針として決定されたものである。したがって学生からの主張・要望によって変更が認められるものではないことを十分に理解すると共に、本決定に対する学生からの要望書の提出は一切受け付けない旨を承知すること。

令和4年 10月
札幌医科大学学生委員会